

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日とする)

目 次

- ◆告 示 字の区域の変更
 - 土地改良区の役員就退任
 - 土地改良法による換地処分
 - 河川区域の廃止(十件)
 - 廃川敷地の生成(十件)

告 示

鳥取県告示第千四百四十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定による東伯町古布庄地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称

同上の区域(昭和五十年二月二十日現在の地番による。)

大字法万字今村

大字法万字今村のうち三二二の一部、三二四の二の一部及び三二五の一部並びに三二二の一部、三二四の二の一部、三二五の一部及び三三八^{三三七}合併二の一部と一体をなす国有地以外の区域、大字法万字山ノ谷二九六及び二九七の一部並びに二九五、二九五の一、二九五の二、二九六及び二九七の一部と一体をなす国有地並びに大字法万字丸林一二二の二及び一二四の一並びに一一九の一、一二二の二及び一二四の一と一体をなす国有地

大字法万字蛇穴

大字法万字上家敷二四〇の一部及び二四二の一部並びに二四〇から二四三までの一部と一体をなす国有地、大字法万字山ノ谷二九一の一部、二九七の一部及び二九八並びに二九一の一部、二九四の一、二九五の二の一部、二九七の一部及び二九八と一体をなす国有地、大字法万字蛇穴のうち三〇五の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域並びに大字法万字今村三二二の一部、三二四の一の一部及び三二五の一部並びに三二二の一部、三二四の一の一部、三二五の一部及び三三七^{三三八}合併二の一部と一体をなす国有地

大字法万字寺坂

大字法万字上家敷二四〇の一部、二四二、二四二の一部、二四四、二四六の二及び二四七の一並びに二四〇から二四三までの一部及び二四四と一体をなす国有地、大字法万字寺坂の全域、大字法万字蛇穴三〇五の一部及びこれと一体をなす国有地

大字法万字丸林	有地並びに大字法万字山ノ谷二九一の一部及びこれと一体をなす国有地
大字法万字山ノ谷	大字法万字丸林のうち一一二二の二及び一一二四の一並びに一一一九の一、一一二二の二及び一一二四の一と一体をなす国有地以外の区域
大字法万字上家敷	大字法万字山ノ谷のうち二九一及び二九六から二九八まで並びに二九一、二九四の一、二九五から二九五の二まで及び二九六から二九八までと一体をなす国有地以外の区域
大字三本杉	大字法万字上家敷のうち二四〇から二四二まで、二四四、二四六の二及び二四七の一並びに二四〇、二四一及び二四二から二四四までと一体をなす国有地以外の区域
大字三本杉字上河原	大字三本杉字上河原のうち一一〇五の一の一部、一一〇六の一部、一一〇七の一部、一一〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字三本杉字出口のうち一四七八及び一四七九と一体をなす国有地の一部
大字三本杉字出口	大字三本杉字上河原一一〇五の一の一部、一一〇六の一部、一一〇七の一部、一一〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字三本杉字出口のうち一四七八及び一四七九と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第千五百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

淀江字田川地区土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 渡辺 茂 昭	西伯郡淀江町大字福岡一〇四〇番地
前田 勇	淀江九四八番地の三
湯浅 繁 夫	九一八番地
花岡 一 夫	七三〇
渡瀬 一 郎	八一二
生田 仁	五三九番地の三
堀口 俊 逸	六三六番地
安藤 善 三	二四六番地の二
谷田 真喜男	西原五一八番地
村田 守	五六七
斉藤 優	七二七
田牧 弘 延	福岡二九四
松原 勇	福頼二八四
山根 研 次	稻吉八八
野津 升 信	一一八

谷野 昶 高井谷一九四〇
 森田 昭吾 中西尾二四五〇
 森田 時雄 二三〇〇
 岩垣 開三 西尾原八三番地の一
 山根 淳 富繁一三番地
 監事 龜山 大吉 淀江九〇七〇
 田原 勇 西原九五一〇
 泉 一鑑 西尾原一四三〇

昭和五十年十月十四日開催の第一回総代会で役員選任が行われたので、
 土地改良法第十八条第十三項の規定により昭和五十年十月十四日退任

淀江宇田川地区土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 渡辺 茂昭 西伯郡淀江町大字福岡一〇四〇番地
 前田 勇 淀江九四八番地の三
 湯浅 繁夫 九一八番地
 花岡 一夫 七三〇〇
 渡瀬 一郎 八二二〇
 生田 仁 五三九番地の三
 堀口 俊逸 六三六番地
 安藤 善三 二四六番地の二
 谷田 真喜男 西原五一八番地
 村田 守 五六七〇
 池口 幸揚 七二九〇

田牧 弘延 福岡二九四〇
 松原 勇 福頼二八四〇
 山根 研次 稲吉八八〇
 野津 升信 一一八〇
 谷野 昶 高井谷一九四〇
 森田 昭吾 中西尾二四五〇
 森田 時雄 二三〇〇
 岩垣 開三 西尾原八三番地の一
 山根 淳 富繁一三番地
 監事 龜山 大吉 淀江九〇七〇
 田原 勇 西原九五一〇
 泉 一鑑 西尾原一四三〇

昭和五十年十月十四日開催の第一回総代会において選任され、昭和五十
 年十月十五日就任 任期四年

八東土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 杉原 節夫 八頭郡八東町大字南四〇番地
 藤田 寿雄 新興寺五四七〇
 小林 憲一郎 日田七八五〇
 角脇 久雄 南二七六〇
 田中 勘治 徳丸四〇九〇
 森下 次郎 九四四〇
 竹内 富恵 皆原一三四〇

加藤 伍郎 一〇七〃

田中 隆秋 小別府三九四〃

増田 昌訓 安井宿四六七〃

西村 一正 日下部二九二〃

中田 巖 一九二〃

青木 哲 横田一二一〃

山根 一也 徳九一三六一〃

小畑 竹治 東二四六〃

中村 源之助 安井宿四六六〃

土地改良法第十八条第四項の規定により申請人が選任し、昭和五十年十月三十日就任 任期第一回総代会まで

印賀土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 遠藤 正昭 日野郡日南町印賀一四八一番地の一

坂本 壽 一五六八番地

横谷 伸一 宝谷七三七〃

佐藤 順一 印賀一、一四三〃

古都 昭雄 三七五番地の一

青戸 健一郎 三一一番地

任期满了により退任

印賀土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 古都 春雄 日野郡日南町印賀一四九九番地の六

坂本 壽 一五六八番地

横谷 伸一 宝谷七三七〃

古田 富美夫 印賀一二一五〃

古田 豊 三七七番地の一

佐藤 昭治 一〇五番地

昭和五十年四月二十八日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、昭和五十年五月五日就任 任期三年

佐陀川右岸土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

監事 小杉 光 米子市福万三三四番地

昭和五十年十月二十六日開催の臨時総代会において補欠選挙の結果当選し、昭和五十年十月二十六日就任 任期昭和五十四年一月二十二日まで

勝田川土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 中井 孝 東伯郡赤碕町大字竹内三三六番地

山脇 久太郎 佐崎二七〃

市原 橙造 勝田一九〇〃

高橋 長一 一八九〃

西尾 武久 西宮一〇〇〃

山根 恭一 六〇五〃

石賀 克己 五三四〃

西村 久松 出上三九七〃

” 沢田行光 ”

三四九 ”

” 村上幸望 ”

竹内三二〇 ”

” 牧田正毅 ”

五二一 ”

” 入江政美 ”

宮木三一〇番地の一

” 入江廣道 ”

一〇七番地

” 高力孝治 ”

高岡四二一 ”

” 川上福光 ”

四七番地の一

” 川上正秋 ”

二八四番地

” 山田時弘 ”

西宮一二番地の一

” 財賀弘 ”

佐崎一五四番地の一

” 谷本伊勢雄 ”

竹内五七八番地

” 高力和正 ”

高岡三七二 ”

土地改良法第十八条第四項の規定により申請人が選任し、昭和五十年十一月八日就任 任期第一回総会まで

鳥取県告示第千五百一十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、東伯郡東伯町大字法万三六五番地横山功から同者ほか一九人の者が行う土地改良事業に係る古布庄地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千五百二十二号

千代川水系に係る一級河川千代川について、河川法施行法(昭和三十九年法律第六十八号)第三条の規定により河川法(昭和三十九年法律第六十七号)の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県郡家土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(図面省略)

鳥取県告示第千五百二十三号

千代川水系に係る一級河川千代川について、河川法施行法(昭和三十九年法律第六十八号)第三条の規定により河川法(昭和三十九年法律第六十七号)の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県郡家土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(図面省略)

鳥取県告示第千五百四十四号

千代川水系に係る一級河川千代川について、河川法施行法(昭和三十九

年法律第六十八号) 第三条の規定により河川法(昭和三十九年法律第六十七号)の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県郡家土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(図面省略)

鳥取県告示第千五百五十五号

千代川水系に係る一級河川千代川について、河川法施行法(昭和三十九年法律第六十八号) 第三条の規定により河川法(昭和三十九年法律第六十七号)の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県郡家土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(図面省略)

鳥取県告示第千五百五十六号

千代川水系に係る一級河川千代川について、河川法施行法(昭和三十九

年法律第六十八号) 第三条の規定により河川法(昭和三十九年法律第六十七号)の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県郡家土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(図面省略)

鳥取県告示第千五百五十七号

千代川水系に係る一級河川私都川について、河川法施行法(昭和三十九年法律第六十八号) 第三条の規定により河川法(昭和三十九年法律第六十七号)の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県郡家土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(図面省略)

鳥取県告示第千五百五十八号

天神川水系に係る一級河川三徳川について、河川法施行法(昭和三十九年法律第六十八号) 第三条の規定により河川法(昭和三十九年法律第六

六十七号)の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(図面省略)

鳥取県告示第千五百五十九号

天神川水系に係る一級河川加谷川について、河川法施行法(昭和三十九年法律第百六十八号)第三条の規定により河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(図面省略)

鳥取県告示第千六百十号

橋津川水系に係る二級河川橋津川について、河川法施行法(昭和三十九年法律第百六十八号)第三条の規定により河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤

色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(図面省略)

鳥取県告示第千六百一十一号

勝田川水系に係る二級河川勝田川について、河川法施行法(昭和三十九年法律第百六十八号)第三条の規定により河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(図面省略)

鳥取県告示第千六百六十二号

河川区域の廃止により廢川敷地が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県郡家土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 河川の名称

千代川水系に係る一級河川千代川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和五十年十二月十九日

三 廃川敷地の位置

八頭郡智頭町大字南方字中嶋一・二・九四ノ一地先から同町大字同字蓮華

免一・四八地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 六、八二二・四一平方メートル

鳥取県告示第千百六十三号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県郡家土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 河川の名

千代川水系に係る一級河川千代川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和五十年十二月十九日

三 廃川敷地の位置

八頭郡智頭町大字郷原字小火打谷口一五・一六地先から同町大字同字同町大字同字同九三ノ二地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 一、七二七・〇一平方メートル

鳥取県告示第千百六十四号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県郡家土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 河川の名

千代川水系に係る一級河川千代川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和五十年十二月十九日

三 廃川敷地の位置

八頭郡智頭町大字大内字栗田七三ノ一地先から同町大字同字川井一・一地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 二、六九七・八九平方メートル

鳥取県告示第千百六十五号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県郡家土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 河川 の 名 称

千代川水系に係る一級河川千代川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和五十年十二月十九日

三 廃川敷地の位置

八頭郡智頭町大字郷原字上ミ皆地一五四ノ一九地先から同町大字同字

中土居一五三内一地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 一九六・三五平方メートル

鳥取県告示第千百六十六号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県郡家土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 河川 の 名 称

千代川水系に係る一級河川千代川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和五十年十二月十九日

三 廃川敷地の位置

八頭郡河原町大字布袋字町頭二五一ノ二地先から同町大字同字新田三

七三ノ二地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 二、一〇〇・五三平方メートル

鳥取県告示第千百六十七号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県郡家土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 河川 の 名 称

千代川水系に係る私都川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和五十年十二月十九日

三 廃川敷地の位置

八頭郡郡家町大字土師百井字淵ノ上二四四地先

四 廃川敷地の種類及び数量
土地 二四二・三〇平方メートル

鳥取県告示第千六百六十八号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。
その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県倉吉土木出張所に備えて置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 河川の名称

天神川水系に係る一級河川三徳川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和五十年十二月十九日

三 廃川敷地の位置

東伯郡三朝町大字片柴字下向一二六七地先から同町大字同字別所一二七九ノ二地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 四〇九八・八八平方メートル

鳥取県告示第千六百六十九号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県倉吉土木出張所に備えて置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 河川の名称

天神川水系に係る一級河川加谷川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和五十年十二月十九日

三 廃川敷地の位置

東伯郡三朝町、大字穴鴨字中島二七二地先から同町大字同字中島二六七ノ二地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 一五五二・四一平方メートル

鳥取県告示第千七百十号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県倉吉土木出張所に備えて置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 河川の名称

橋津川水系に係る二級河川橋津川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和五十年十二月十九日

三 廃川敷地の位置

東伯郡羽合町大字橋津字九ノ屋敷三三二地先から同町大字同字拾屋敷三七六地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 六八三・四七平方メートル

鳥取県告示第千七百七十一号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 河川の名称

勝田川水系に係る二級河川勝田川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和五十年十二月十九日

三 廃川敷地の位置

東伯郡赤碓町大字高岡字下河原五〇六次一地先から同町宮木字上河原三八八ノ一他先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 二一五八・四八平方メートル